

鹿屋市障害者社会参加促進事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市障害者社会参加促進事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第198号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市障がい者社会参加促進事業実施要綱

第1条中「第77条第3項」を「第77条第5項」に、「障害者の社会参加を促進する事業」を「障がい者の社会参加を促進する事業」に、「障害者の社会、経済、文化」を「障がい者の社会、経済、文化」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。